

令和7年度第2回総合教育会議

日 時：令和8年3月26日(木)15時30分～

場 所：幕別町立幕別中学校（現地視察）

幕別町役場3階A B会議室

1 義務教育学校まくべつ学園現地視察

2 開会挨拶

3 協議事項

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(2) 義務教育学校まくべつ学園について

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント

資料2 「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期）」
新旧対照表（案）

資料3 義務教育学校まくべつ学園について

資料4 令和8年度 幕別町立まくべつ学園 グランドデザイン

資料5 9年間の「学び」と「育ち」をつなぐ子どもの姿

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、4.5時間以内
 - 1年間の時間外在校等時間について、3.60時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 3.60時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- デジタル技術を活用した校務の効率化
- 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期）」新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期） （令和6年8月26日幕別町教育委員会決定）</p>	<p>学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第3期） （令和6年8月26日幕別町教育委員会決定） <u>（令和8年3月 日一部改訂幕別町教育委員会決定）</u></p>
<p>I はじめに</p>	<p>I はじめに</p>
<p>3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。</p>	<p>3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。</p>
<p>このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。</p>	<p>このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。</p>
<p>そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。</p>	<p>そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。</p>
<p>一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力向上を促すことが喫緊の課題となっています。</p>	<p>一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力向上を促すことが喫緊の課題となっています。</p>
<p>学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。</p>	<p>学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。</p>
<p><u>こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。</u></p>	<p><u>こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。</u></p>
<p>II これまでの取組の成果と課題</p>	<p>II これまでの取組の成果と課題</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>III 第3期アクション・プランの基本的な方針</p>	<p>III 第3期アクション・プランの基本的な方針</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(1) 第3期アクション・プランの性格</p>	<p>(1) 第3期アクション・プランの性格</p>
<p>第3期アクション・プランは、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び「幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年教育委員会規則第4号。以下「町教委規則」という。）第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであります。</p>	<p>第3期アクション・プランは、<u>改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものであります。</u> <u>併せて、国指針第2章第1節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び「幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年教育委員会規則第4号。以下「町教</u></p>

なお、本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

(2) 目標と目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、町教委規則に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の變形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ①ICTの活用による公務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④副校長・教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

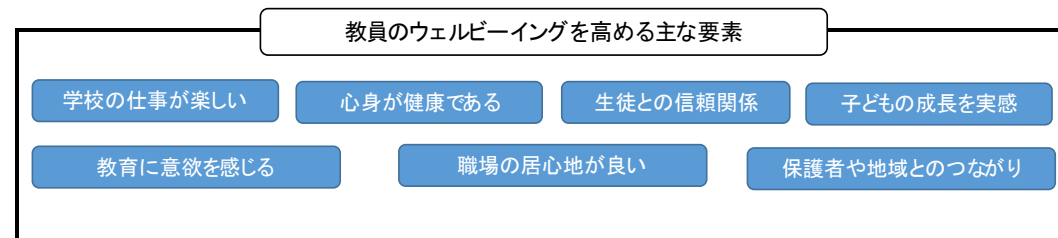
※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とし、道教委、市町村教委、各学校が緊密に連携・協働しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

ウェルビーイング

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。(第4期教育振興基本計画より)



委規則」という。)第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであります。

なお、本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

(2) 目標と目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第1章第3節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、町教委規則に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の變形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。

※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ①ICTの活用による公務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④副校長・教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

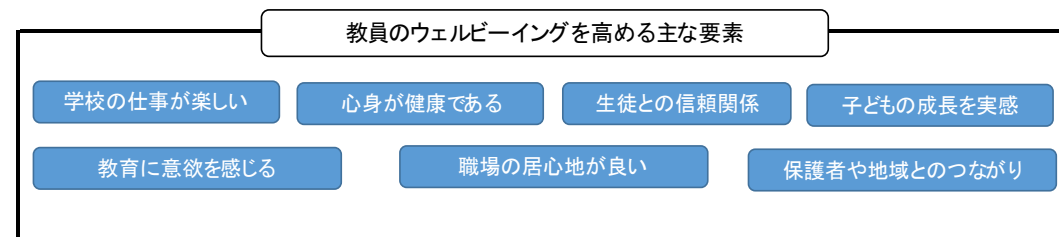
※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とし、道教委、市町村教委、各学校が緊密に連携・協働しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

ウェルビーイング

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。(第4期教育振興基本計画より)



(3)～(5) 略

(6) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委及び学校は、中央教育審議会から示された「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言という。）における「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては、緊急提言で併せて示された「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」」も参考に、町教委及び学校がともに役割を果たしながら、取組を進めます。

【学校・教師が担う業務に係る3分類】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

(7) SDG s の推進

略

IV 第3期アクション・プランの具体的な取組

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 【重点】

略

(2) 保護者・地域等との連携協働 【重点】

- 町教委及び学校は、緊急提言で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。
- 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、積極的な広報及び情報提供を行います。

(3)～(5) 略

(6) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委及び学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては、「3分類に基づく19項目の業務やアクション・プランの具体的な取組も参考に、町教委及び学校がともに役割を果たしながら、取組を進めます。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	⑥調査・統計等への回答等	⑭給食の時間における対応
②放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	⑮授業準備
③学校徴収金の徴収・管理	⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	⑯学習評価や成績処理
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理	⑰学校行事の準備・運営
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑩校舎の開錠・施錠	⑱進路指導の準備
	⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮	⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	⑫校内清掃	
	⑬部活動	

(7) SDG s の推進

略

IV 第3期アクション・プランの具体的な取組

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 【重点】

略

(2) 保護者・地域等との連携協働 【重点】

- 町教委及び学校は、国指針で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。
- 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、積極的な広報及び情報提供を行います。

- ・ 町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」について、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- ・ 町教委は、学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について、首長部局と連携を図りながら実効性を高める取組を推進します。
- ・ 学校は、保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校だよりなどを通じて幅広く情報発信するよう努めます。
- ・ 学校は、学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

(3) 専門スタッフ等の配置促進

略

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

略

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

略

Action 4 意識の変容を促す取組

略

Action 5 学校サポート体制の充実

略

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 町教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすること が 目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、 実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記

- ・ 町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」について、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- ・ 町教委は、学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について、首長部局と連携を図りながら実効性を高める取組を推進します。
- ・ 学校は、保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校だよりなどを通じて幅広く情報発信するよう努めます。
- ・ 学校は、学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

(3) 専門スタッフ等の配置促進

略

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

略

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

略

Action 4 意識の変容を促す取組

略

Action 5 学校サポート体制の充実

略

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 町教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の 時間外 在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすること や計画に定める目標を達成することのみを 目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて 実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させること

録させることがあってはならないこと。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

【用語解説】

略

附 則（令和6年8月26日教育委員会決定）

この方針は、令和6年8月26日から施行する。

があってはならないこと。

なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

【用語解説】

略

附 則（令和6年8月26日教育委員会決定）

この方針は、令和6年8月26日から施行する。

附 則（令和8年3月 日教育委員会決定）
この方針は、令和8年3月 日から施行する。

義務教育学校 まくべつ学園について

第2回 総合教育会議

令和8年3月26日(木) 午後3時30分～

幕別町役場3階AB会議室

まくべつ学園の教育

- **教育目標** 未来を力強く生きる 自立した子どもの育成
- **めざす子ども像** 自ら進んで学ぶ子ども
思いやりのある優しい子ども
心身ともに健康でたくましい子ども

初等部 学びの基礎と基本的な生活習慣を身に付け、
仲間と協力しながら意欲的に取り組んでいく子ども

中等部 基礎・基本を確かに身に付け、仲間の良さを認め、
協働しながら自分の良さを発揮していく子ども

高等部 探究的に学習を深め、互いに高め合いながら、
自分の目標や夢の実現に向けて努力を続けていく子ども

まくべつ学園校歌

作詞・作曲

飛内 将大

猿別川の清き流れ

明野ヶ丘の霧 晴れ晴れ

心ひとつに 仲間と学ぶ

みんなの元気 明日をつくる

楽しさつなごう まくべつ学園

十勝の大地 輝く空

友との絆 強く固く

力を合わせ 励まし合って

まぶしい未来 正しく進め

優しさつなごう まくべつ学園

遙か広がる 小麦畑

夕焼け雲に 羽ばたけ夢

希望をもって 知恵をはぐくみ

平和を愛し たくましくあれ

美しさつなごう まくべつ学園

未来を拓く まくべつ学園

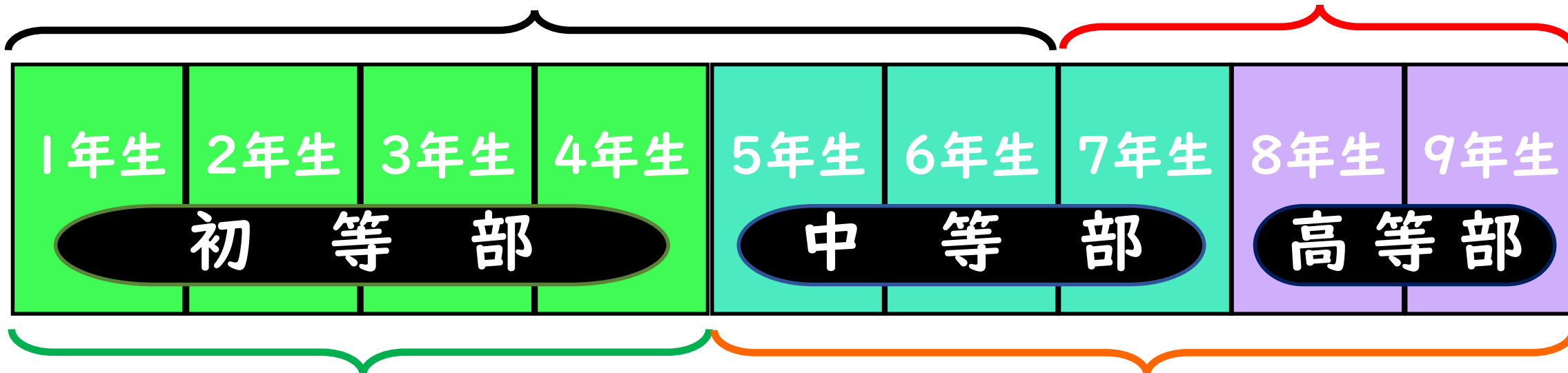
校章



まくべつ学園の教育課程区分

前期課程

後期課程



学級担任制

教科担任制

1学期 現小学校校舎
2学期～ 現中学校校舎 1階

1学期～ 中学校校舎 2階

まくべつ学園の日課表

- **登校** 8:00~8:20
- **授業時間** 1~4年生(初等部) 45分間
※ 現幕別小の日課とほぼ同じ
5~9年生(中・高等部) 50分間
※ 業間の休み時間10分間(中休みなし)
給食30分間(5分短縮)
- **下校** これまでより5分程度遅くなる

まくべつ学園の特色ある教育活動

- ・ 総合的な学習の時間や生活科などで、9年間の系統的な探究活動、体験活動を展開

[1・2年生 20時間程度、3～9年生 45～60時間程度(年間)]

- ・ **ふるさと学習** 幕別町の人、自然、文化、産業と関わり、自分の生き方に生かすことができる力を育む
- ・ **キャリア教育** 郷土の先人や身近な人に学び、自他の理解を深め、自分自身の生き方を考え、未来を切り拓く力を育む

まくべつ学園の教育活動 ①

- 1学期始業式 4月 8日(水)
- 1学期終業式 7月31日(金) ※夏季休業中 引越作業
〔夏季休業 8月1日～8月30日〕
- 2学期始業式 8月31日(月) ※全校 現幕中校舎に
- 2学期終業式 12月24日(木)
〔冬季休業 12月25日～1月13日〕
- 3学期始業式 1月14日(木)
- 修了式 3月24日(水)

まくべつ学園の教育活動 ②

・水泳学習 前期課程(1~6年生)の体育で実施

・スケート学習 前期課程(1~6年生)の体育で実施

※後期課程のアイスホッケーは段階的に縮小・中止

・球技大会 中・高等部(5~9年生)の体育で実施

11月下旬 男女別フットサル

・十勝子ども大会 音楽の部参加(予定) 11月8日(日)

中・高等部(5~9年生)合唱発表

[11/9(月) 中・高等部 振り替え休業日]

まくべつ学園の教育活動 ③

- **通知表** 前期末(9月)、後期末(3月)の2回発行
 - ※ 所見欄を廃止 希望家庭との面談(前期末)
- **定期テスト**
 - 7月下旬 7~9年生
 - 11月中旬 7~8年生
 - 12月上旬 9年生
 - 2月中旬 6~8年生
 - ※6年生のテストは市販テストの「学年のまとめ」を使用
 - ※テスト前1~2週間を家庭学習強化週間として、家庭学習の取り組み方を重点的に指導

まくべつ学園の主な行事 ①

- **入学式** 4月8日(水) 1年生対象 全学年参加
- **卒業式** 3月15日(月) 9年生対象 全学年参加
- **スポーツフェスティバル(運動会・体育祭)**
5月30日(土) 全学年で実施、半日日程
- **スクールフェスティバル(学習発表会・文化祭)**
10月23日(金) 全学年で実施、1日日程
[午前 前期課程、午後 後期課程が中心]

まくべつ学園の主な行事 ②

- **修学旅行** 6年生 7月7日～8日 札幌方面
 9年生 4月14日～16日 東京方面
- **宿泊学習** 5年生 7月23日～24日 帯広市児童会館
 8年生 6月11日～12日 ネイパル足寄
- **遠足** 1～6年生 6月12日

まくべつ学園の主な行事 ③

- **保護者面談** 初・中等部（1～7年生） 全家庭対象
高等部（8年生） 希望家庭対象
（9年生） 11月に三者面談
- **参 観 日** 4月18日（土） 全校参観日
7月上旬 初等部・中等部・高等部ごとに実施
〔9月上旬 学校見学会（予定）〕
12月中旬 4～6年生、7～9年生で実施
2月中旬 1～3年生で実施

まくべつ学園の制服など

- **制服** 7年生（後期課程）から着用
※ 現幕別中の制服と同じもの
- **ジャージ** 7年生（後期課程）から指定ジャージ着用
※ デザイン変更
8年度の7年生（現6年生）から順次更新

まくべつ学園 生活のきまり

- 校内生活、校外生活のきまり

前期・後期課程で、これまでのものを基本として整備

- 自転車通学 中・高等部 → 希望者の申請制

初等部 → 約2km以上、3年生以上の希望者

※自転車通学の児童はヘルメット着用

後期課程 8年度の7年生から順次義務化

- 通学路 現幕別小・中学校の通学路とする

※寿町の踏切箇所は歩道や横断歩道がないため、

通学路として利用しない

まくべつ学園の児童会・生徒会

- 全児童生徒で一つの組織を基本とする
 - 学園全体で役員（事務局）を選出
 - 生徒会児童会総会には4～9年生が参加
 - 生徒会と児童会の連絡・調整のため代表委員会を置く
 - 生徒会と児童会それぞれに関連する委員会を置く
生活委員会、保体委員会、学芸（図書）委員会、
放送委員会、集会委員会
 - 発達段階を考慮して各委員会の活動を進める
 - 4～6年生の活躍の場を保障する

まくべつ学園の部活動

- ・部活動加入 7年生から

- ・前期課程の児童は、中体連のきまりにより、大会への参加資格がない
- ・安全面を優先（身体的発達の違い、けが・事故防止）

※中体連に属さない吹奏楽部への加入については検討中
その他の部についても体験入部（練習のみの参加）として検討していく

その他 まくべつ学園のこと

- ・ **開校記念日** 6月20日直近の月曜日をまくべつ学園の「**開校記念の日**」とする(8年度 6/22)

※ 設定の理由

令和6年6月20日、第2回幕別町議会において、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例」が可決し、校名を「まくべつ学園」と決定した。6月は祝日がないことから、6月20日を開校記念日としつつ、先駆的に6月20日の直近の月曜日をまくべつ学園の「開校記念の日」とする。

まくべつ学園 キーワードはアップデート

職員の誰もが勤務経験のない義務教育学校
現幕小中の子どもたちが学ぶ新しい枠組みの学校をつくる
先進校4校を視察し、1年半かけて検討してきた学校経営計画

小中合同職員会議で確認したことは

子どもたちにとってよくないものはアップデートしていくこと

幕小の良さと幕中の良さを融合させながら、
日々進化していくまくべつ学園を目指します

令和8年度 幕別町立まくべつ学園 グランドデザイン

校 訓 美しく たくましく

教育目標 未来を力強く生きる 自立した子どもの育成



目指す学校像

- ◎生きる力を育て、子ども一人一人の成長を保障する学校
- ◎明るさと活力がみなぎり、優しさと思いやりに満ちた学校
- ◎保護者・地域と協働し、子どもにとって安全安心な学校

主体的に 学び、考え、 活用する力の育成

- ◎中・高等部の教科担任制での指導
- 学習指導と生徒指導の一体化
- アウトプット場面の量的・質的な向上
- ICTの系統的・効果的な活用

教育的ニーズに 応じた適切な学び

- ◎情報共有を基盤とした9年間の接続・連携
- 「学びの主体者」へのかかわり
- 自己理解を深める自立活動の充実
- 児童生徒の相談スキルの育成

教える組織から 学ぶ組織への転換

- 実践的指導力の向上
- 児童生徒のロールモデル
- 様々な危機管理意識の高揚

問いなきところに学びなし

- 風通しのよい学校・学級
- 内外に開かれた教育活動
- 服務規律の確保の徹底
- 地域・関係機関との連携強化
- 子どものサインへの組織的対応

自分らしく よりよい未来を 築いていく力の育成

- ◎9年間の成長を見据えた一貫性ある指導
- 自己肯定感・自己有用感の醸成
- 共感的な児童生徒理解、教育相談の充実
- 自己指導能力を高める生徒指導の機能発揮

つなぐ 人、学び、未来へ

経営の重点

一つの学校、
一つの職員室を
創る

9年間を貫く 体験活動・探究活動

- ◎9年間の系統的な体験活動の推進
- 「学びのフィールドまくべつ」
- ふるさと自慢やふるさとの継承発展への気付きの促進
- 自己の良さや多様な生き方への気付きの促進

ONE TEAM

- ◎迅速な情報共有と協働
- ◎職員室の心理的安全性
- ◎一人一人の高い目的意識
- ◎一人一人の主体的な参画

目指す子ども像

- ◎思いやりのあるやさしい子ども
- ◎進んで学ぶ子ども
- ◎心身ともに健康でたくましい子ども

つながり、 認め合い、 高め合う力の育成

- ◎異学年との意図的・計画的な学びや交流
- 組織的な発達支持的生徒指導
- 自主的・実践的な態度を育む特別活動の充実
- ロールモデル意識の醸成

実践力を育む 健康・安全教育

- ◎9年間を通じた健康で安全な生活を送る基盤づくり
- 運動の生活化と体育的行事の充実
- 自己変容を促す健康・安全教育、食に関する指導の実践
- 発達段階に応じた情報モラル教育の推進

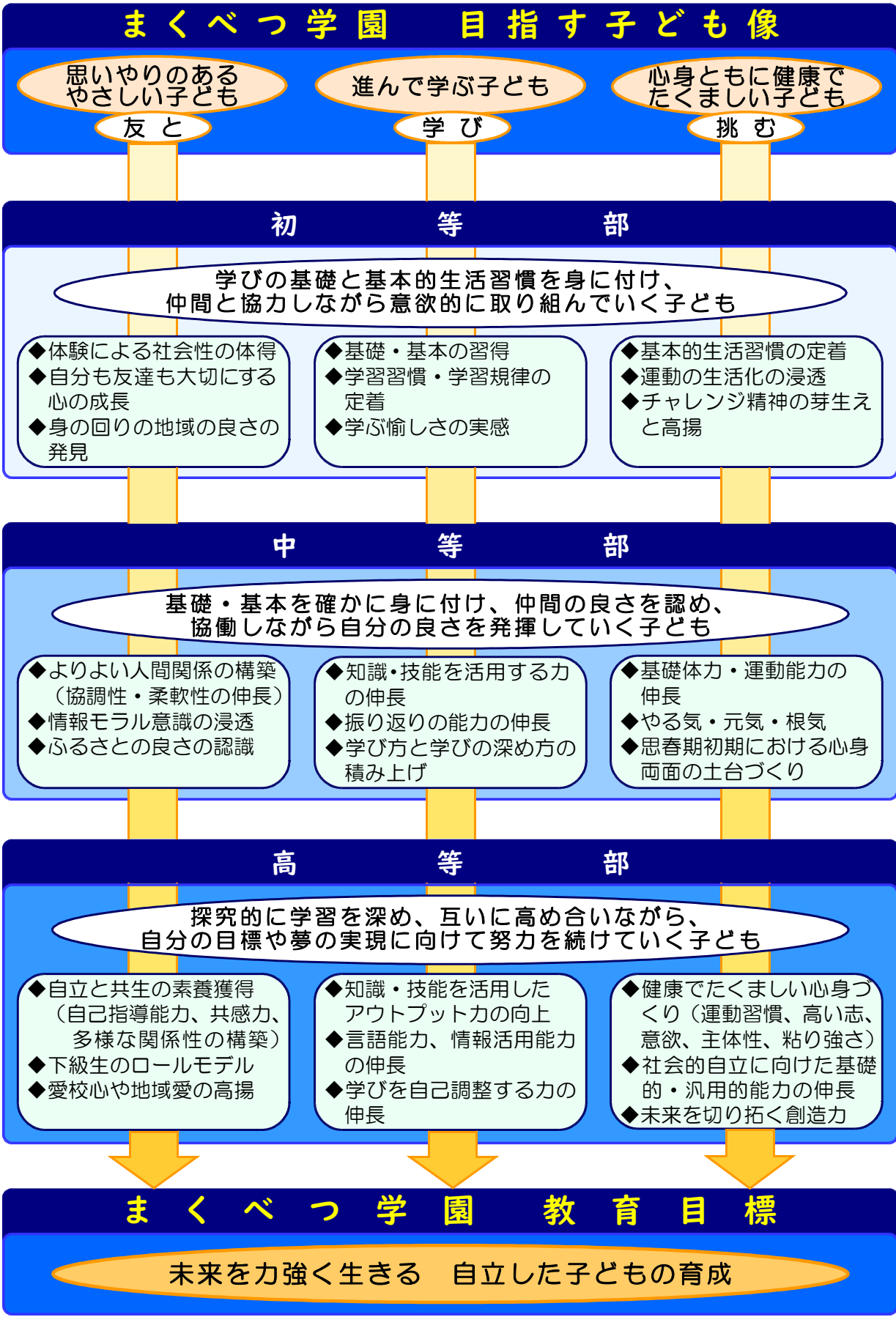
新たな 学校文化の共創

- 柔軟性、協調性の重視
- 働き方の気付きと改革促進
- 組織性の構築と調整力の向上

目的なきところに主体なし

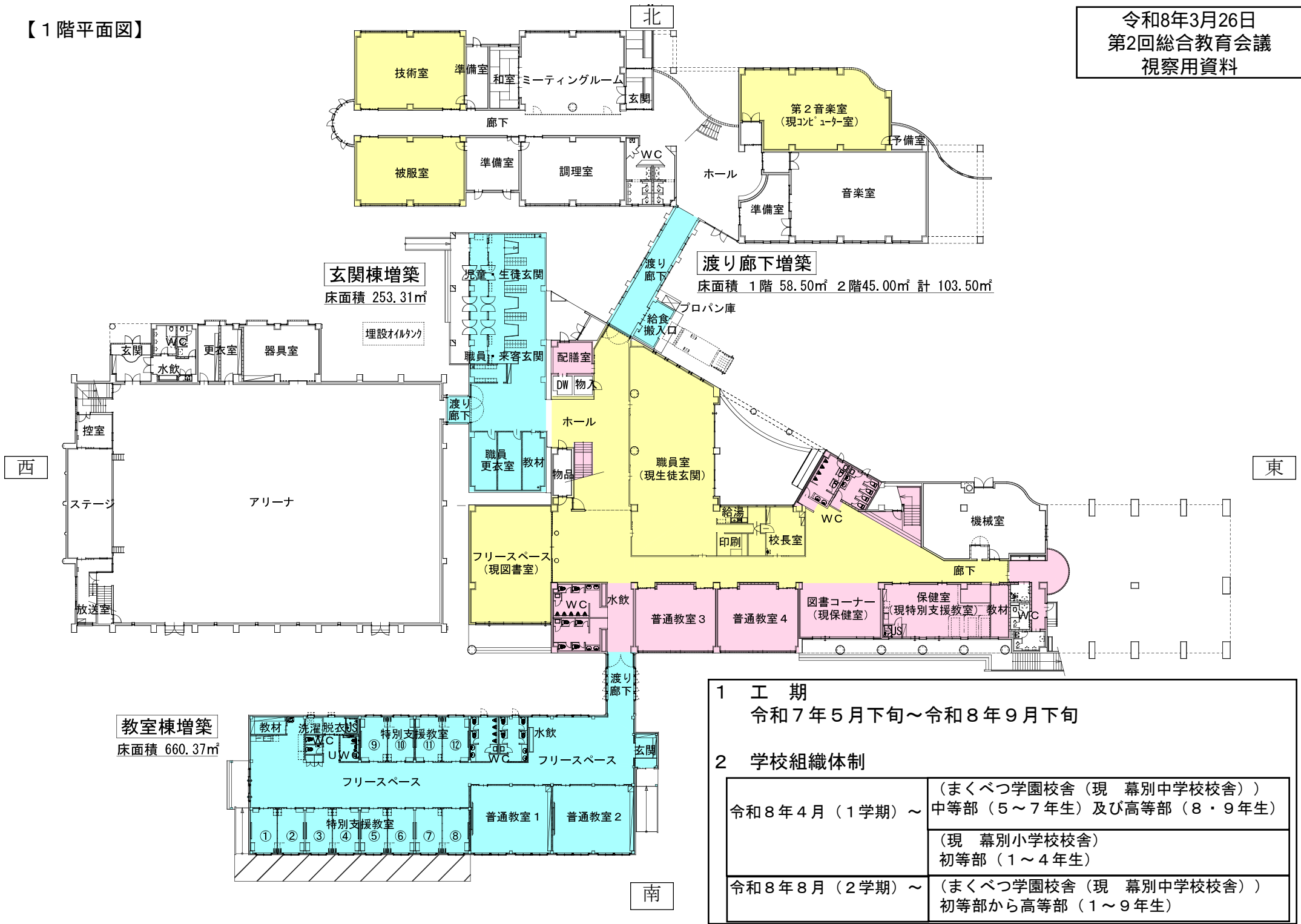
- Trial & Error
- ゴールイメージの共有
- エビデンスの活用
- 短期スパンでの検証改善
- 次年度へのアップデート

9年間の「学び」と「育ち」をつなぐ子どもの姿



【1階平面図】

令和8年3月26日
第2回総合教育会議
視察用資料



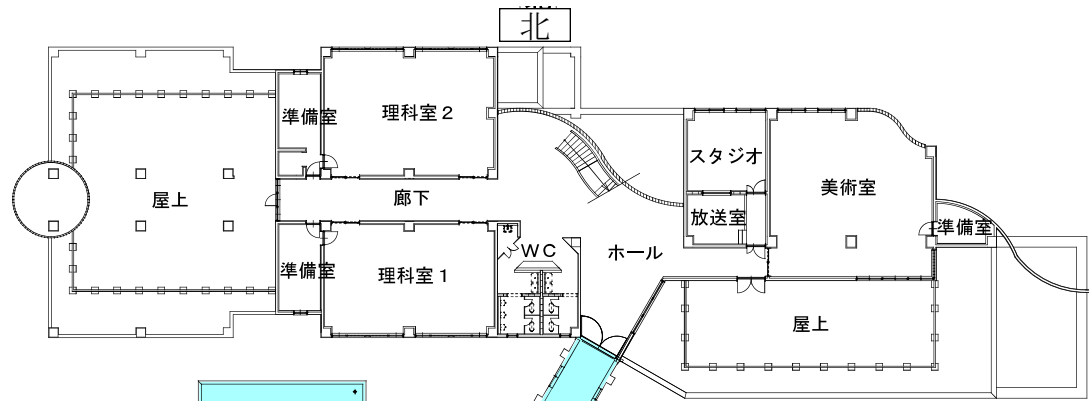
玄関棟増築
床面積 253.31㎡

渡り廊下増築
床面積 1階 58.50㎡ 2階45.00㎡ 計 103.50㎡

教室棟増築
床面積 660.37㎡

1 工期	
令和7年5月下旬～令和8年9月下旬	
2 学校組織体制	
令和8年4月（1学期）～	(まくべつ学園校舎（現 幕別中学校校舎）) 中等部（5～7年生）及び高等部（8・9年生）
	(現 幕別小学校校舎) 初等部（1～4年生）
令和8年8月（2学期）～	(まくべつ学園校舎（現 幕別中学校校舎）) 初等部から高等部（1～9年生）

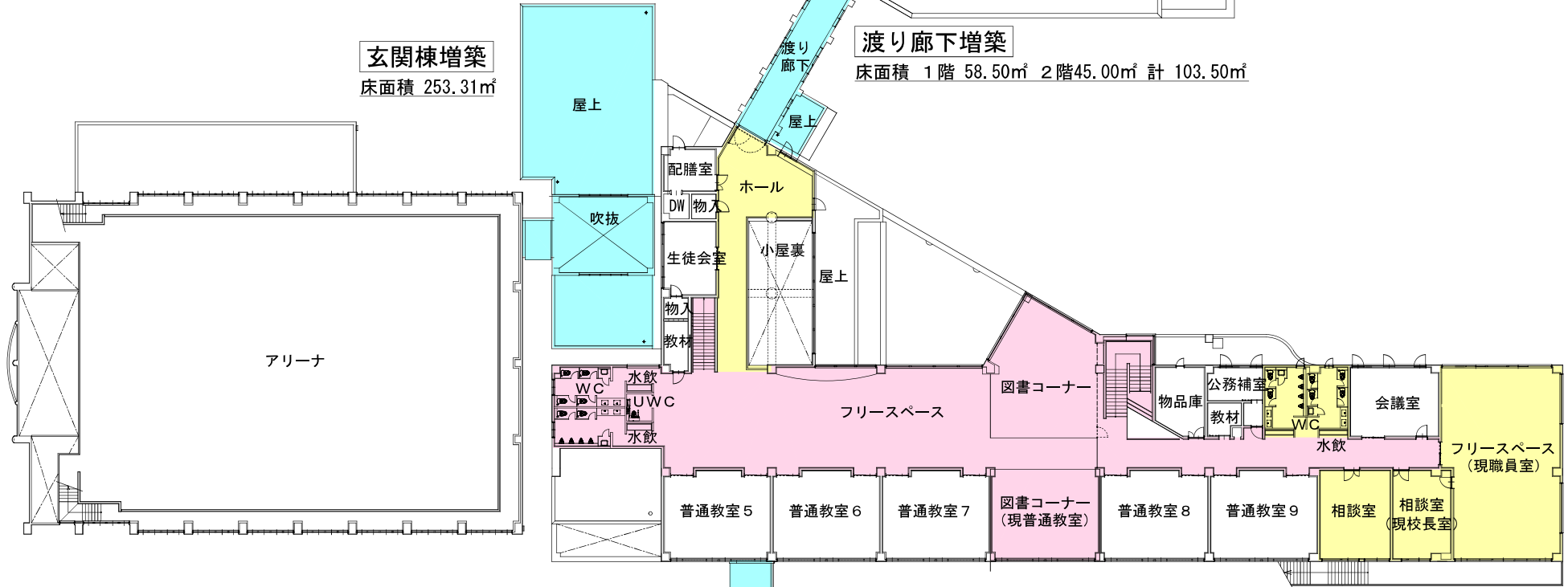
【2階平面図】



玄関棟増築
床面積 253.31㎡

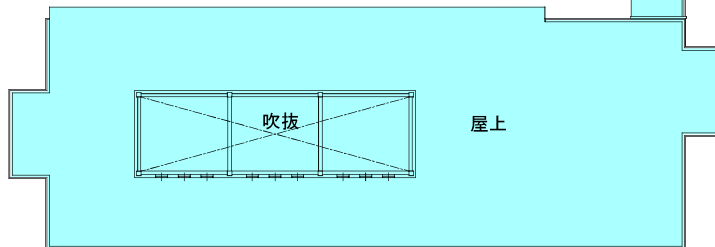
渡り廊下増築
床面積 1階 58.50㎡ 2階45.00㎡ 計 103.50㎡

西



東

教室棟増築
床面積 660.37㎡



南

- 令和7年度工事 増築箇所
- 令和7年度工事 内部改修箇所
- 令和8年度工事 内部改修箇所